

この同項と云うのは第Ⅰ項と云ふるわけに第Ⅱ項に前項に規定するといふことと云つてゐるので、そこで同項と云うのは前項を指してゐるわけに同項と云うのは前項に規定する者のうちと云うのか、或は前項と云ふ方がわかりやういふのですか、それを同項と前項を指してゐるわけであります。

二十番(大久保一郎)

そうしますと同項の規定により計算した額に当該各号に係ける割合を乗じ得た額とする、とすることは自分の有するところのことですか、

一、助役（篠崎俊夫）

けつきよく同項の規定では百分の百となつておりますから、百分の百かける百分の百といふことは百分の百といふことになります。

六十一番(大久保一郎)

私の意見です。か、国家公務員に準拠したんだとつうことはわかります。かちよ
っと文章がこみつくはなつか、まずこの文章を読んで役場の職員は

できろでーようかこの計算みてきろる人はつなつてはなつか、たとえば、

第三条の終りのところに、この条例は、この第四条中ニテ五年以上勤務
 した者の退職に係る部分以外の部分及び第五条中公務上の負傷若
 ししくは疾病又は死による退職に係る部分以外の部分を叙くところあり
 ます。今、この文章はありますから、この準拠として、やはり誰
 か、かきとわかりやすい文章にすべきでは、なか、そうでは、ないで、よろしい
 と、この内容は、良いかも知れませんが、一部改正なりとも、か、全文改正
 なら、わかりやすい改正を行うべきである、と、このことを強く意見として、申
 し、上ります。

一助役(藤崎俊夫)

これは法律と、いふ以外の方法はないと思つて、かゝる研究をします。

一十一番(大久保一朗)

やはりニユー大坂才自給版とかあるいは町の条例は誰か打ても一目瞭然と

しつてあるようなものをなければならぬと思ふます。こういふものは即住民が見てもわかるものではないから、計算がすぐでせう人はおそれなく、なつと思ふますか、これで一かんとうのか私の意見であります。

議長（高橋千春）

ほかの質疑はござりまするか。

八十一番（大久保一郎）

内容については意見はなすか条文的には修正すべきでなかと思ふます。悪いところは訂正しやすいように修正し、住民が見ても又議員が見ても即わかるように職員でいふほど讀みはくと即計算は出ないと思ふます。

八助役（篠崎俊夫）

恐らくこれ以外の表現をつたへますと違ふ意味になつて、国家公務員退職手当法におきとも又都の退職手当法におきとも同じような現わし方をしております。うっかりなおりますと意味が違つておりますのでこの通り

でよろしく願つたいと存じます。

（休憩と時お着わり）

議長（高橋千春）

ただいま休憩の発言がございましたが休憩するに、市議ありませんか

（市議ありと時お着わり）

議長（高橋千春）

市議ありと認めて暫時休憩いたします。

休憩 十時五十二分

開会 十一時 三十二分

議長（高橋千春）

休憩前に引き続き議事を開きます。

八十二番（大沼秀恒）

議事進行について発言したいと思ふますかその前に今問題になつております

第二項の規定で一年につき百分の百とすることです。かゝる三年たつと百分の
三百とすることになります。この項の規定で、三年では一年以上五年以下には
その間三年の百分の百とすること、かう百分の百八とすることになります。
三条で計算した退職金の額は退職時の給与月額額の百分の百八とす
ること、はさむわけがあります。ところが第五条二項の規定で勤続期
間五年以上のものは百分の五百四とをいふんだと、ちやうど五年以内
の場合には、三条では百分の百八とをいふんだと、百分の五百四と
をいふんだと、ということになります。

議長（高橋千春）

ほかの質疑はありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

これで質疑は終結したといたします。

議長（高橋千春）

おはかりいたします。議案第五十九号は原案通り決すまい、市県議
会ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

議長（高橋千春）

市県議会は承認のする。さうして議案第五十九号は原案通り
可決したといたします。

議長（高橋千春）

日程第八福生町長等の給与に関する条例の一部を改正する条
例について議案第二十号と議題に供いたします。事務局長と
して議案の朗読といたさせていただきます。

（事務局長（生子国利））

朗読

一議長(高橋千春)

理第者より提案理由の説明を求めます。

一、助役（藤崎俊夫）

議案第三十一号福生町長等の給与に關する案例の一部を改正する
案例について説明甲一とげます。ただいま議決したたきま一た一
般職の職員の退職手当は、その五年以上勤続者の同一よう退職の場合
で一番高い率が一年につき給料月額額の百分の百と付ておられますが
平均したりますと百分の七十五という数字が出たのであります。従つて
特別職の職員についても、一般職の職員と同じようは理由から、又一般
職員退職手当の支給率均衡と現行退職手当の率を改正するに
必要がござります。その本案を提出した次第でござります。改正案の第
三案と申しますのは、三役の退職手当の支給率を定めた規定でござ
ります。第三案の第三項におきましては、三役の退職手当の額は、

そのものの退職日における俸給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。と規定してあります。第一号においては市長の退職手当の額を定めておるのようです。第二号は現行の規定は勤続一年につき給料月額額の百分の三と定めておるのようです。第三号は一般職員との均衡を考へ百分の四百に、第四号は助役の退職手当でござります。第五号は現行百分の百五としよう。第六号は百分の三とす。第七号は収入役の退職手当であります。第八号は現行の百分の百を百分の三百にせよ。第九号は改めようとするものでござります。この退職手当の支給率については西宮市町村会が事務局を担当して、西宮市地方事務所が行政係において、他町村の市町村等を調べ、いかに定めておるのようです。第十号は改率は大体この案に賛成されておるようです。改率にはおるのようです。第十一号は、お願ひ、東京通り即可決わらんことをお願ひいたします。

一議兵（高橋千春）

こゝより質疑を行はます。

(異議ありと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)

ふたつ質疑は終結した。まーた。

議長(高橋千春)

おはかりした。ます、議案第三十号は原案通り決する。ゆゑ議
ありせんか。

(異議ありと呼ぶ者あり)

議長(高橋千春)

ゆゑ異議ありと認めます。よつて議案第三十号は原案通り可決
した。まーた。

議長(高橋千春)

次に日程第九福生町教育委員会教育長の給与及び旅費に關

する条例の一部を改正する条例について議案第三十号を議題に供
します。事務局長として議案の朗読をさせます。

事務局長(生子田利)

朗 読

議長(高橋千春)

理事者より提案理由の説明を求めます。

助役(森崎俊夫)

議案第三十号福生町教育委員会教育長の給与及び旅費
に關する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。
本町の退職手当に關する条例の改正であり、現行の教育長
の給与条例中では退職手当に關する規定がございません。この際
新たに教育長の退職手当に關する一条を設け、本町記載
の通り第四条とした。そして教育長の退職、失職若しくは死に

た時は退職手当を支給する。退職手当の額は勤続一年につきその者の退職の日における俸給月額に百分の三を乗じて得た額とする。と規定されており、教育長にも収入役と同率の退職手当を支給しようとするものがある。はた附則に第二項として教育長の過去の退職につきまして、二年は以前に退職があったのてあります。従来収入役と同率の百分の三を退職手当として支給する旨を経過措置として規定したろうとするものがあります。原案通り仰す決あらんことをお願ひいたします。

議長（高橋千春）

これより質疑を行います。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

これより質疑と答へさせていただきます。

議長（高橋千春）

おはかりいたします。議案第三十二号は原案通り決するに、異議ありませんか。

（異議ありと呼ぶ者あり）

議長（高橋千春）

仰異議ないと認めます。よって議案第三十二号は原案通り可決いたしました。

議長（高橋千春）

次に日程第三十福生町の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第三十三号を議題に供いたします。局長として議案の朗読をいたします。

（事務局長（生田国利）

朗 読

議長(高橋子春)

理事者より提案理由の説明を求めます。

一助役(篠崎俊夫)

議案第ニナニ号 福生町の一般職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例について説明申し上げます。今回の改正は職員の
宿日直に関する改正でございます。昨年のイ月に給与ベースの改正
を行った際、そのうち控え置いたところがございますが、その後、他の市
町村において経済事情の変動等に平衡して相当額の増額を行
っており、そのほか、他の市町村等の釣り合いを考え、福生町に
おいても本県試行のよう改正しようとするところ、ここに条例改正案を
御提案申し上げ、次第でございます。第ニ条、条は日直手当に関する
条項であり、一回につき現行額、三百五十円であり、そのもと
三百八十円、又第ニ条、条は宿直手当に関する規定であり、そのもと

福生町議会

平日は一回につき現行衆創では三百円ありますのを五百八十円に、土曜日の宿直は勤務時間が長いので現行三百八十円を五百七十円に改正して三月一日から適用しようとするものであります。引き上げ率は臨時ベースに合せようで宿直手当とも三割五分程度の引き上げとほめております。原則として各市町村ともこの位の差は支給してあるのだから、つまり、本県実施に要する財源は本年度の五千万程度と予想してあります。慎重に審議いただくよう、東京通りの可決あらんことをお願ふいたします。

議長(高橋千春)

これより質疑を行います。

八二番(村野弘)

本案に對しては別に異議はございませんけれども、ふたつ申す、實は氷環地の夜勤者の手当でござりますけれども、もちろん八時間労働

の関係で勤務時間中には入ってるとは思ふますか。宿日直手当で
この前の増願の時も据え置きこんども据え置きこのように思われ
ますか。休水曜夜勤者の手当はつくらぬで増願する考えかあ
るのかどうかお伺いします。

へ水道課長(高水求)

ただです。二番議員からの質問であります。これについては職員
組合の方からいろいろ超過勤務について申し入れがあり、理事者の
方におきてもいろいろ検討したうえで結果五月頃から条例に則し
てやっておりますので、水道の夜勤者が一般職員より優遇さ
れていないというよりはむしろ、従ってこれと程さかぬ宿日直
手当と、水道の夜間勤務手当とは性格が違つて、その正規勤務
が夜間にわたる場合は一般職員並み、条例の夜勤手当とすることが
載されております。これをいふより文書するところになっております。

福生町議会

議事録

ので今回は増願するかどうかというところは考えられておりません。

へ議長(高橋千春)

ほかの質疑はありませんか。

(異議ありと呼ぶ者あり)

へ議長(高橋千春)

これにて質疑は終結です。

へ議長(高橋千春)

おはかりいたします。議案第二十三号は原案通り決するに、内閣議
ありませんか。

(異議ありと呼ぶ者あり)

へ議長(高橋千春)

内閣議ありと認めます。よって議案第二十三号は原案通り可決
となります。